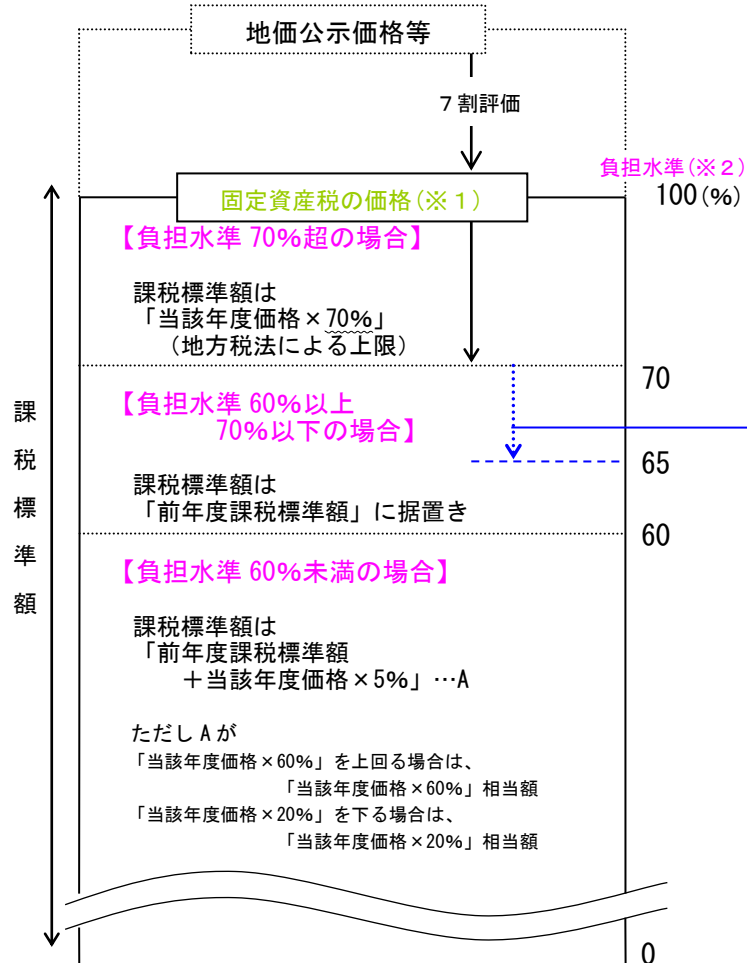


商業地等の負担調整措置 及び 商業地等の負担水準上限引下げ条例減額 (23区内)

※ 令和3年度限りの措置は次ページに記載しております。



(※1) 固定資産税の価格とは

令和3基準年度の固定資産税の価格は、令和2年1月1日を価格調査基準日とし、この時点の地価公示価格等の7割を目途に算出しています。

(※2) 負担水準とは

当該年度価格等に対する前年度の課税標準の割合。
地域や土地によってばらつきのある負担水準を均衡化させるため、負担水準が高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を上昇させる「負担調整措置」が行われています。

商業地等の負担水準上限引下げ条例減額 (23区のみ)

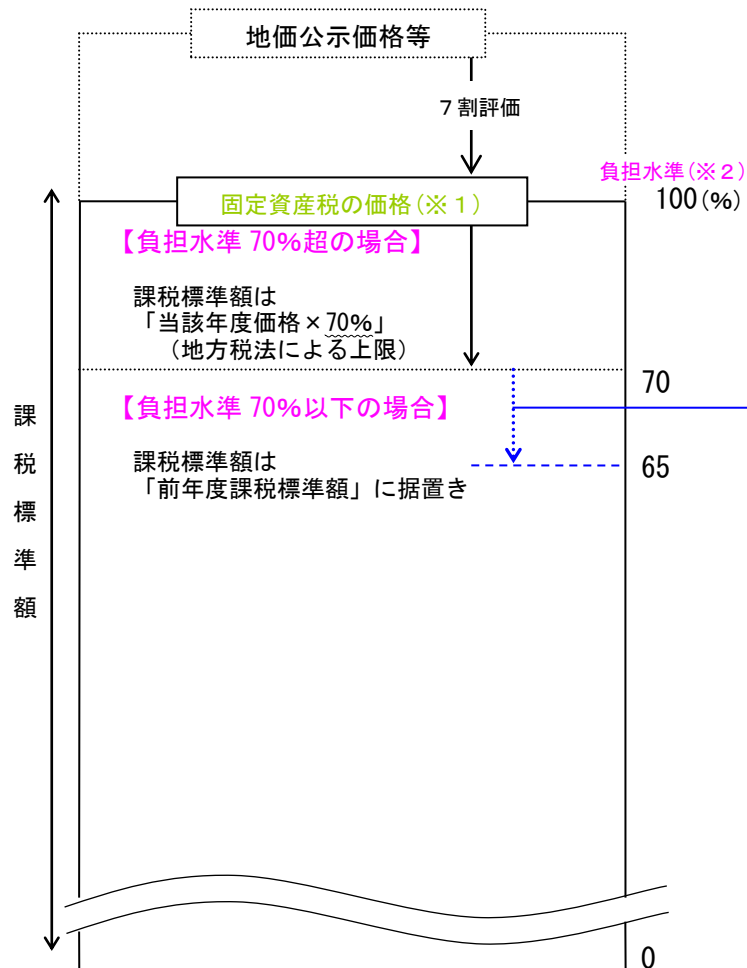
負担水準が65%を超える土地について、負担水準65%の水準まで税額を減額します。

(条例により、23区内においては課税限度額(上限)が「当該年度価格×65%(×税率)」となります。)

この減額が適用されている土地は、課税明細書の摘要欄に「都税条例附則第15条の2減額」と記載されています。

このほか、「税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額」及び「小規模非住宅用地の減免」の軽減制度があります。詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

令和3年度 商業地等の負担調整措置 及び 商業地等の負担水準上限引下げ条例減額（23区内）



令和3年度に限り、令和3年度評価替えを起因とする税額の上昇を抑えるため、負担水準が70%以下の場合、前年度課税標準額を据え置くこととなりました。

ただし、分合筆や用途変更があった場合には、税額が据え置きにならないことがあります。

商業地等の負担水準上限引下げ条例減額（23区のみ）

負担水準が65%を超える土地について、負担水準65%の水準まで税額を減額します。

(条例により、23区内においては課税限度額(上限)が「当該年度価格×65%(×税率)」となります。)

この減額が適用されている土地は、課税明細書の摘要欄に「都税条例附則第15条の2減額」と記載されています。

また、令和2年度に本減額が適用となっている土地に対しては、税額が前年度の1.1倍(令和3年度に限り1.0倍)を超える土地に対する固定資産税・都市計画税の条例減額が適用となります。

このほか、「税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額」及び「小規模非住宅用地の減免」の軽減制度があります。詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。